

計奏、更以無御承引云々、及亥刻退出了、廿一日癸卯、此日有讓位事○略

〔源平盛衰記 十二〕主上鳥羽御籠居御歎事

主上倉高ハ臣下ノカク成ヲダニモ不便ノ事ニ歎キ思食ケルニ、法皇○後河ノ御事聞召テハ不斜御歎キ有テ、何事モオボシ召入ヌ御有様ニテ、日ヲ經ツ、ハカゞシク貢御モ進ズ、打解御寢モナラ○ラ下恐バ御心地惱シトテ、常ハ夜ノオトニ入セ御坐ケレバ、后宮ヲ始進セテ、近ク候ハレケル女房達モ心苦ク見進ケル、内ヨリ鳥羽殿へ御書アリ、世モカクナリ、君モ左様ニ御坐ン上ハ、位ニ候テモ何ニカハ仕ベキ、花山法皇ノ御坐ケン様ニ、國ヲ捨家ヲ出テ、山々寺々ヲモ修行セント思食トマデ申サセ給、○下略

○按ズルニ、此他三條後堀河等ノ天皇ハ、災異ト疾病トヲ以テ御讓位アリ、故ニ之ヲ災異讓位ノ條ニ收メタリ、就テ看ルベシ、

臨終讓位

〔日本書紀十八 安閑〕二十五年二月丁未、男大迹天皇○繼立大兄○安爲天皇、即日男大迹天皇崩、  
〔神皇正統記 後醍醐〕さても八月の十日あまり六日○延元にや、秋霧におかれさせ給ひて、かく  
れましゝぬとぞ聞えし、○中かねて時をもさとらしめ給ふにや、前の夜より親王村○後をば左  
大臣○藤原の第へうつしたてまつられて、三種の神器をつたへ申さる、後の號をば仰のまゝに  
て、後醍醐の天皇と申す、

〔吉野拾遺上〕同じ八月○延元のはじめごろより、秋霧にをかされさせ給ひけるが、かねて時をも  
玄ろしめしけるにや、同十五日の夜親王村○後を左大臣經忠公の亭にうつし奉らせ給ひ、三種の  
御だからを譲りおはしまし、御行末のこといとこまやかに仰せ置れて、御劍と法華經とを左右  
の御手にものし給ひ、いざよひの月と共に雲隠れさせ給ひけるに、附従ひ奉りし人々は、だゝ闇  
路にまよふこゝちなんし給ひける、